

経 営 論 集
7 1 卷 第 4 号
2 0 2 4 年 3 月

1948 年山川菊栄訳の 2 つの男女同一賃金論

遠藤 公嗣

目次

- 1 はじめに
- 2 山川菊栄『ピアトリス・ウェッブ 新しい賃金原則』（山川菊栄 [1948]）
 - 2-1 山川菊栄による Webb [1919] 和訳と公刊
 - 2-2 別の Webb [1919] の存在と和訳
- 3 『1945 年度アメリカに於ける婦人の同一賃金法案』（労働省婦人少年局 [1948]）
 - 3-1 2 つの版の存在と原本の Miller [1945]
 - 3-2 発行時と翻訳者
- 4 GHQ/SCAP 労働課ゴルダ・スタンダーより入手か？
 - 4-1 推測される両文献の入手経緯
 - 4-2 ゴルダ・スタンダーとフリーダ・ミラーの関係
 - 4-3 スタンダーの見解表明
- 5 米国労働省第 2 代女性局長フリーダ・ミラーの企図と活動
 - 5-1 出発点としての 1944 年 ILO71 号勧告通番 37 (1) の採択
 - 5-2 ILO 本部事務局職員への 2 人の送り込み（未完）
- 6 未完の理由あるいは Boris [2019] の論点

1 はじめに

ILO100 号「同一価値労働同一報酬」条約（1951 年）は、2023 年現在で 174 ヶ国が批准して
いて、男女同一賃金原則を定めた国際条約である。日本も 1967 年に批准している。しかし現在
の日本では、本条約の内容は正確に理解されていない。それどころか、批准からの 50 年間で、

正確な理解から離れていく傾向にあるとすらいえる。

正確に理解されない重要な理由の1つは、皮肉にも、日本が1967年に本条約を批准したことであった。すなわち、批准時に本条約の日本政府公定訳が公表され、公定訳は現在も使用され続けているが、それは著しい悪訳であって、公定訳のみでは意味を理解できない条文すなわち第3条第3項があることである。そして、第3条の全体が本条約の最重要条文であることに留意したい。

さて、第3条第3項の英語正文もやや難解であり、理解するには十分な予備知識と英語力が必要である。これら2つを欠いた労働法学者の通説は、1980年代に、意味を理解できない第3条第3項を看過しつつ、意味を理解できる第3条第1項のみを拡大解釈して第3条の全体を理解することになった。やがて2011年に「権威者を装った某氏」が、通説の拡大解釈をさらに飛躍させ、第3条第3項について、その真の意味と正反対の荒唐無稽な誤った解釈を述べた。2016年に「専門家を装った某氏」が、これを真に受けて、第3条第3項の荒唐無稽な誤った解釈を繰り返すとともに、他英語文献の実在しない記述をあたかも実在するかのように述べることによって、この誤った解釈を補強した。

しかし1967年の批准より前にすでに、本条約の主管であったはずの労働省は、第3条第3項を含めて、本条約の英語正文を正確に理解していた。さらにいえば、正確に理解するために必要な予備知識を得る非公式な準備作業を、婦人少年局長山川菊栄は1948年10月までに完了していた。そして1950年前半には、婦人少年局が公式に設置した研究チームによる入念な準備研究を実施していた。これらの準備があったうえに、十分な英語力も備えていたから、1951年6月の本条約採択後すみやかに、労働省は本条約の英語正文を正確に理解できたといっていよい。

このように記すと、疑問を持つ読者がいるかもしれない。

第1の疑問は、男女同一賃金原則をILO総会議題とする決定は1948年12月のILO理事会であった¹⁾が、これよりも前の1948年10月までに、なぜ山川菊栄は非公式な準備作業を完了したのか、であろう。しかも当時の日本はILO復帰前の未加盟国であったにもかかわらず、である。この疑問に解答することが、本論文の課題である。第二次世界大戦直後の日本がGHQ/SCAPによって占領統治され、GHQ/SCAPは米国連邦政府と米軍によって構成されていたこと、これが決定的である。

第2の疑問は、労働省が本条約の英語正文を正確に理解していたのは本当なのか、本当とするならば、なぜ日本政府公定訳が著しい悪訳なのか、であろう。これらの疑問に解答することは別論文の課題としたい。

1) Report V (1) p.1. 遠藤公嗣 [2017] 42 を参照。

繰り返すが、本論文の課題は、1948 年 10 月までに、なぜ山川菊栄は非公式な準備作業を完了したのか、に解答することである。非公式な準備作業とは、正確に理解するために必要な予備知識を得たことであった。具体的には、英文の 2 つの男女同一賃金論を和訳したことであり、それら文献の 1948 年の発行であった。すなわち、山川菊栄『ビアトリス・ウェッブ 新しい賃金原則：男女平等賃金制の研究』（国際文化共働社、1948 年 6 月 30 日発行）と、労働省婦人少年局『1945 年度アメリカに於ける婦人の同一賃金法案』（海外婦人労働資料 第 2 号）の発行であった。

2 山川菊栄『ビアトリス・ウェッブ 新しい賃金原則』（山川菊栄 [1948]）

2-1 山川菊栄による Webb [1919] 和訳と公刊

山川菊栄『ビアトリス・ウェッブ 新しい賃金原則』（山川菊栄 [1948]）は 1948 年 6 月 30 日発行であったが、現在は稀覯本である。現物所蔵を確認できる図書館は、国会図書館と神奈川県立図書館山川菊栄文庫と法政大学大原社会問題研究所の 3 館のみと思われる²⁾。私は古書店から現物を購入し所有していて、その表紙が図 1 である。

本書は山川菊栄著となっているものの、その「はしがき」に菊栄³⁾が記すところでは、Webb [1919] の「梗概を紹介したもの」である。Webb [1919] は、男女賃金格差を史上初めて検討課題とした英国の通称アトキン委員会の少数派報告（ビアトリス・ウェッブ執筆）を、わずかに編集して、ビアトリス単著の小冊子として刊行したものである。優れた男女同一賃金論と評価され刊行時から有名であり、現在ではその古典といってよい。

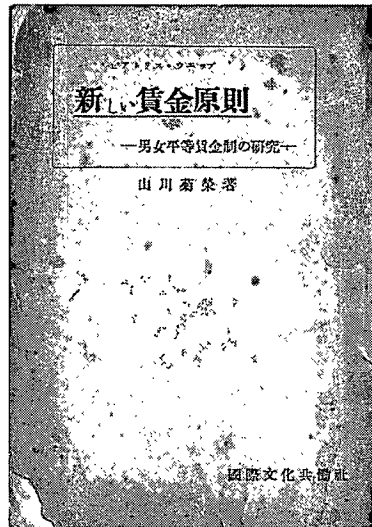
第一次世界大戦中の英国では、出征した多数の男性労働者に代わって、史上初めて、多数の女性が労働者として雇用された。その場合、彼女らの賃金率 (rate)⁴⁾ を男性より低く設定するとか、男性のみに諸手当を支給することが多かった。そこで、女性の労働組合員を中心として、女性の低賃金を是正するための「同一時間賃金率 (equal time rates)」 「職務賃金率 (rate for

2) 国会図書館所蔵の本書はデジタル公開されている。山川菊栄 [1948] の発行所は国際文化共働社で、発行者は矢根軍市である。古書店として急成長した同社の最初の新刊書が本書であったが、同社はすぐに経営不振となって倒産? となった (矢根軍市 [1989] 65-68)。なお矢根軍市は、杉並中央生活協同組合の 1950 年結成に尽力し、その後長く、専務理事を務めた。

3) 本論文では、山川菊栄のことを、山川でなく、菊栄としばしば記す。菊栄を山川と呼ぶのに、私は抵抗を感じるからである。菊栄の文書では、菊栄が「山川」と記すのは山川均のことであって、私は菊栄の文書を多く読んだため、こう感じるようになった。

4) 欧米諸国における男女賃金格差のすべての議論は、賃金率、すなわち単位時間あたりの賃金額、の格差を議論している。これに留意したい。

図1 山川菊栄著『ピアトリス・ウェッブ 新しい賃金原則』の表紙



出所：遠藤公嗣の所蔵

the job)⁵⁾」要求が高まった。しかし、問題を検討したアトキン委員会の多数派報告は、要求をほぼ拒否した。すなわち、製造業では「同一労働同一出来高賃金」の意味でのみ「同一労働同一賃金」原則を許容する見解のようであり、教員や公務員では「同一労働同一賃金」原則を許容するが、同時に、男性の「家族扶養義務」を考慮して、男性のみに諸手当を支給することを正当化した⁶⁾。

ピアトリスは、Webb [1919] によって、多数派報告を批判して自説を主張した。その主張は同書第2章にまとまっているので、第2章の小見出しのいくつかを列記すると主張がわかりやすい。それらを山川菊栄 [1948] の訳文で示すと、次のとおりである。「個人交渉の原則は廃棄しなければならない」「職別賃金率 [occupational rate 遠藤] の原則はみとめなければならない」「男女別々の賃金率はやめなければならない」「家族負担を基準とする原則はいけない」「男子の既得権益の原則はやめなければならない」「『同一労働同一賃金』の定義は、ことばの内容がはっきりしないからやめること」「職別賃金率を努力と必要とに一層よく比例させる新原則を採用すること」

5) 「職務賃金率 [rate for the job]」は、当時から現在まで、英国の労働者が公正な賃金を要求する時に用いるスローガンである。Heery and Noon [2008] の当該項目を参照。

6) 高島道枝 [1994] は、Webb [1919] でなく、アトキン委員会報告書を用いて、多数派報告と少数派報告を紹介している。

私のコメントを加えよう。Webb [1919] は、個人交渉を否定して、団体交渉による賃金率決定を支持する。また Webb [1919] は、英国の女性労働組合員の要求に基本的に一致している。「職別賃金率 [occupational rate]」は「職務賃金率 [rate for the job]」の言い換えと考えられる⁷⁾。また Webb [1919] は、「家族扶養義務」を考慮して男性賃金を高くすることについて、これを強く否定する。

Webb [1919] は「同一労働同一賃金」用語に懐疑的である。なお Webb [1919] にも、そしてアトキン委員会の多数派報告にも、女性職と男性職の概念ないし両者の賃金率を比較する考え方はない。アトキン委員会に審議が並行していたベルサイユ条約第 427 条第 7 項で「同一価値労働同一報酬」の新語が無定義で初めて使われたが、その新語は、多数派報告にも Webb [1919] にも配慮した妥協の産物とみなしてよいであろう。

Webb [1919] は「職別賃金率を努力と必要とに一層よく比例させる新原則」の必要を強調する。しかし「新原則」とは何かを説明せず、「単に男女賃金率の間の不公平を取除くことよりも、男女を問わず一般に各部門の労働者の賃金率を一層公平な原則によって規定することが急務」と指摘するのみである。だが、この指摘はきわめて重要で注目すべきである。というのは、「男女別々の賃金率」はしばしば団体交渉の結果であって、労使合意の結果であった。だから、団体交渉による賃金率決定との「原則」の他に、「男女を問わず一般に各部門の労働者の賃金率を一層公平な原則によって規定すること」が必要となる。団体交渉だけでは不十分である。しかも、それは「男女を問わず一般に」の「新原則」でなければならない。ビアトリスは 1919 年に、このような「新原則」の必要を指摘できた。ビアトリスの非凡を私は感じる。

菊栄は、山川菊栄 [1948] の「はしがき」中で、本書を公刊した理由を次のように述べた。「男女平等賃金の問題は日本でもいま現実の問題となってきました…その他それに関連した女子労働者の問題一般について、この本から教えられるところは少なくないと思います。私は今から三十年前原著が出版されてまもなく、梗概を紹介したことがあります…労働基準法によって同一賃金が法律として認められた今、旧稿に手を入れながら、三十年の昔を省みて感慨に堪えないものがあります。」

「三十年前…梗概を紹介」とは山川菊栄 [1925] 第 4 節のことと思われ、もし、これであるとするならば、たしかに Webb [1919] の紹介がある⁸⁾。しかし、「職別賃金率」を紹介せず、全体として簡潔な紹介にとどまるなど、十分とはいえない。もっとも 1925 年の菊栄に、「職別賃

7) 高島道枝 [1994] は「職別賃金率 [occupational rate]」と「職務賃金率 [rate for the job]」を区別なく使用している。

8) 山川菊栄 [1926] にも Webb [1919] への言及がある。

金率」概念の重要性の認識を要求することは、優秀な菊栄であっても過剰な要求とは思いますが…⁹⁾。ともあれ菊栄は、Webb [1919] の現物を 1925 年には入手しており、それを 1948 年の和訳に再利用したと考えられる。神奈川県立図書館山川菊栄文庫が所蔵する Webb [1919] の現物は、1925 年からの菊栄の所有だったと考えられる。

2-2 別の Webb [1919] の存在と和訳

さて、Webb [1919] とその和訳については、広田寿子¹⁰⁾ の次のような回想がある。一読すると不思議な印象を受けるが、よく考えると、きわめて重大な複数の意味がある。

広田は 1941 年 12 月に日本女子大学を卒業したが、1947 年 4 月に東京帝国大学経済学部に入學した。女子専門学校卒業者が入学試験を受けられることになり、受験して合格したのである。広田は 1947 年 9 月の労働省発足とほぼ同時に嘱託に採用されて週 1 日勤務し、山川菊栄婦人少年局長の「秘書的な役割を果たしていたように思います。」「労働省嘱託というこのポストは、翌年 [1948 年 遠藤] 7 月の発病と同時に離れましたが、1 年足らずの婦人少年局通いのなかで、富田（後の高橋）展子との出会いも思い出に残ります。… 親しくなっていたいきさつは、2 人とも大連での「植民地暮らし」を共通に持っていたこと、病気の体験があったこと、結婚しようとしている相手が世間の常識を破ってかなり年下であったこと、戦争末期に私に『マルクス・エンゲルス伝』をくれた横尾さんが東京女子大時代の富田さんの友達であったこと、などを挙げるができるでしょう。そういう関係が生れたところで、シドニー・ウェップの賃金論（男女賃金格差に関するもの）の翻訳を思い立ち、私達二人に横尾美智子、津田塾出の小林キヨが加わって、何回かの研究会の末、一応翻訳を完了したのもその頃のことです。出版する予定でしたが、何かの事情でついに実現しませんでした。」（広田寿子 [1996] 172-174）

広田が述べる「シドニー・ウェップの賃金論（男女賃金格差に関するもの）」とは Webb [1919] のことであろう。著者をビアトリスでなくシドニーと広田が記憶する理由は、Webb [1919] の表紙にある著者名が「MRS. SIDNEY WEBB」と大きな大文字であることの影響かもしれない。そもそもシドニーに、この内容の著作はない。広田が「出版する予定でしたが、何かの事情でついに実現しませんでした」と述べるのは、山川菊栄 [1948] の和訳と公刊を広田が知らなかった、または忘却したことを示す。それは、広田が 7 月上旬に結核を発病し、以後 2 年近い療養生活に入ったことの影響と思われる。

9) 2023 年の日本でも、「職別賃金率」=「職務賃金率」でなければ「同一賃金」概念は成立しないことは、十分に理解されていないと思う。

10) 1948 年春までは旧姓の木村であったはずであるが、本論文では煩瑣を避けるために、結婚後の姓である広田を使う。後に日本女子大学教授であった。

広田ら 4 人が使用した Webb [1919] は、山川菊栄所有の Webb [1919] を借り受けて筆写 (タイピング)¹¹⁾ したものとは考えられない。そもそも広田は、山川菊栄が Webb [1919] を所有していて、それを和訳していたことを知らなかった。また、広田ら 4 人と山川菊栄の和訳作業は、両者とも 1948 年 6 月までの一定期間に実施されたと思われ、両者の作業期間は重複している。その期間中に両者間で貸借があったとは考えられない。したがって、山川菊栄所有の Webb [1919] とは別に、少なくとも現物 1 部の Webb [1919] が存在し、それを広田ら 4 人は所有していたと考えるのが妥当である。そして、現物 1 部のみの所有ならば、3 部を複製して、広田ら 4 人が各 1 部を所有して研究会に臨んだと考えるのが妥当であろう。しかし、複製の難しさを考慮すると、そもそも現物 4 部を入手して、4 人各自が現物 1 部ずつ所有したこともあり得るだろう。むしろ、現物 4 部を入手できたために、4 人で研究会を組織したとさえ考えてよいかもしれない。

さて、広田ら 4 人のうちの誰が Webb [1919] を入手したのか。広田はおそらく意図的に明記しなかったのであろうが、高橋展子¹²⁾ の入手と考えるのが妥当である。当時の高橋展子は労働省嘱託として婦人少年局配属であり、英語が堪能であったので GHQ/SCAP との渉外と通訳を担当していた¹³⁾。もし広田による Webb [1919] 入手であれば、自分が入手したと広田は記述するであろうし、もちろん、他の 2 人による入手とは考えられない。では、どこから入手したのか。この検討は後でおこなう。

あらためて留意すべきは、広田らの Webb [1919] 和訳への熱意である。研究会を組織してまで和訳すべきだと広田らは考えたのである。3 部の複製が必要だったならば、その熱意が大きかったことをさらに示すだろう。だが、当時の状況下で、Webb [1919] 和訳はそれほど必要なことだったのだろうか。広田らの熱意の理由は何なのか。

実は、同じ疑問は、山川菊栄による Webb [1919] 和訳にも向けられよう。当時の状況下で、

11) 当時の日本では、英語文書を複製する方法の基本は筆写 (タイピング) であったと思う。カーボン紙を挟んでタイプする複製方法は、GHQ/SCAP 文書ではよく見かけるが、日本側の文書では珍しいと思う。なお広田は洋書筆写のアルバイトだけで 1948 年 6 月に約 1000 円の収入があった (広田寿子 [1996] 180)。

12) 旧姓は富田であり、高橋啓と再婚後もしばらくは富田姓を使用した。本論文では煩瑣を避けるために、再婚後の姓である高橋を使う。後に婦人少年局長でありデンマーク大使であった。また高橋啓の弟は経済学者の高橋洗であった (野口敏子 [1991] 133-138)。この高橋洗は、1958-95 年に明治大学経営学部の助教授として教授として主に労使関係論の講義を担当した高橋洗と思われる。私は高橋洗の後任として 1996-2021 年に同様に勤務し定年退職した。

13) 高橋展子は、生涯を通じて英語習得を志向し、1937 年に東京女子大学英語専攻部を卒業後すぐに結婚し専業主婦となった後も、そして日米開戦後もひそかに、英語習得を続けていた。日本敗戦後、米軍の英語ラジオ放送の「内容が非常に良く分かるという安堵感が、とてもうれしかった。」すぐに埼玉県庁に勤務をはじめ、米陸軍埼玉県軍政部と県庁との渉外や通訳を担当した。半年後の 1946 年 3 月に GHQ/SCAP 民間情報教育局 (CIE) に移った。1947 年 10 月に労働省嘱託となった (高橋展子 [1981] 24-40)。

Webb [1919] 和訳はそれほど必要なことだったのだろうか。多くの回想記が指摘するように、1947年9月婦人少年局発足とともに、菊栄は非常に多忙であった。ほぼゼロから本局の人員を整備し業務を構成し、1948年春になると、出先機関として46都道府県に設置する婦人少年局職員室の人員をゼロから整備し、その業務を指導することに忙殺された。このような多忙の最中だから、相当な熱意がなければ和訳に取りかかれないはずである。菊栄の熱意の理由は何なのか。そして、そもそもの大疑問だが、広田らと菊栄は、同時に並行してWebb [1919] を和訳することとなったのはなぜなのか。これらの検討もまた後でおこなう。

3 『1945年度アメリカに於ける婦人の同一賃金法案』（労働省婦人少年局 [1948]）

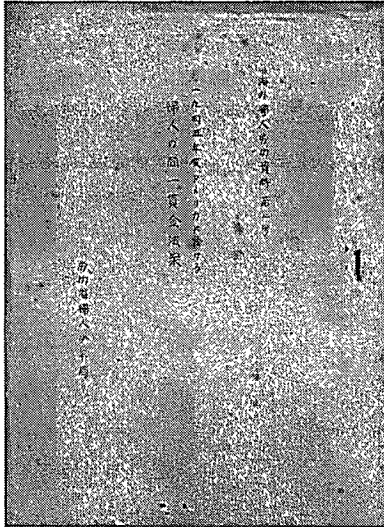
3-1 2つの版の存在と原本の Miller [1945]

労働省婦人少年局 [1948] は、婦人少年局「海外婦人労働資料」第2号として発行された。労働省婦人少年局 [1948] は謄写版印刷であり、筆跡と体裁が異なる2つの版がある。図2が第1版の表紙であり、図3が第2版の表紙である。私は古書店から第1版の現物を購入し所有している¹⁴⁾。

第1版と第2版を判別できる理由は、ア) 本文冒頭の改行すべき個所にもかかわらず、改行されていないのが第1版であり、改行されているのが第2版と思われること、イ) 本文に謄写版印刷加筆が数カ所あるのが第1版であり、それらの全部が通常文に吸収されているのが第2版と思われること、である。なお、両版とも本文はほぼ同一であるが、第1版では「である」調で書かれ、第2版は「です」調で書かれているほか、第2版ではいくつかの訳語が修正されている。労働省婦人少年局 [1948] が第2版まで作成され発行部数が増やされたのは、本文書が重視されていたことを示すであろう。「海外婦人労働資料」第1-10号までのうち第2版が作成されたのは、確認できるかぎり、本文書だけである。

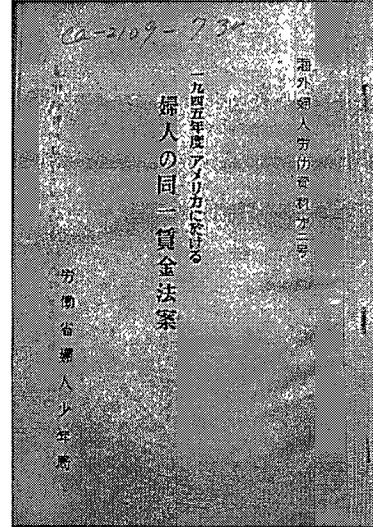
14) 私は2017年9月にハーバード大学シュレジンジャー図書館を訪問してミラー文書 (Papers of Frieda S. Miller) を閲覧し、Miller [1945] を撮影した。帰国直後の秋に、偶然に見た古書店目録に、その和訳らしい文書『1945年度アメリカに於ける婦人の同一賃金法案』を発見して購入した。購入後、和訳であることを確認したが、その時の印象は「こういうものまで翻訳していたのか」程度で、何も考えなかった。その古書店目録には、婦人少年局の初期文書が約10点並んでいたことを記憶している。同時期に、古書店目録に山川菊栄 [1948] を発見し、有名な Webb [1919] の和訳ではないかと思って購入した。購入後、和訳であることを確認したが、その時の印象は「山川菊栄は Webb [1919] を翻訳していたのか」程度で、何も考えなかった。現在からふり返ると、労働省婦人少年局 [1948] 第1版と山川菊栄 [1948] は同じ古書店目録の別頁掲載であったかもしれないが、記憶は定かでない。もしそうであったならば、労働省婦人少年局 [1948] 第1版と山川菊栄 [1948] は元の所有者が同一である可能性があり、それは誰だったのかと思う。また私は、まったくの偶然で労働省婦人少年局 [1948] 第1版と山川菊栄 [1948] を購入したのであって、その後の小さな知見が集積した結果として、本論文となった。私の購入は、本論文を私が執筆するようにとの「天命」であったのかもしれない。

図 2 『1945 年度アメリカに於ける婦人の
同一賃金法案』第 1 版の表紙



出所：遠藤公嗣の所蔵

図 3 『1945 年度アメリカに於ける婦人の
同一賃金法案』第 2 版の表紙



出所：東京大学社会科学研究所図書室の所蔵

労働省婦人少年局 [1948] を現物所蔵する図書館はいくつか存在する。本文を含む第 1 版全体のデジタル版も公開されている¹⁵⁾。もっとも、これらの書誌情報では第 1 版と第 2 版の区別の存在は認識されていない。第 2 版の頁数は、本文の頁に順に 1-14 頁が印字されているので、14 頁と記されることに間違いはないであろう。しかし第 1 版は、見開き 2 頁を 1 頁と数える特殊な数え方で 1-12 頁が印字されており、本文があるが頁の印字がないその後の頁を加えると 13 頁となる。他方、見開き 2 頁を 2 頁と数えると、25 頁となる。第 1 版の書誌情報は 12 頁、13 頁、25 頁の三者がある。

労働省婦人少年局 [1948] の原本は Miller [1945] である。Miller [1945] の第 1 頁が図 4 である。フリーダ・ミラー (Frieda S. Miller) は米国労働省第 2 代女性局長であり、1945 年 10 月 29 日の米国連邦議会上院教育労働委員会小委員会公聴会で、「1945 年度婦人の同一賃金法案」(上院法案第 1178 号) を支持することを陳述した。公聴会議事録¹⁶⁾ が公刊されていて、冒頭に法案本文が掲げられ、ミラー陳述も収録されている。ミラー陳述は、事実上は法案の提案

15) 一般財団法人女性労働協会 女性労働アーカイブ

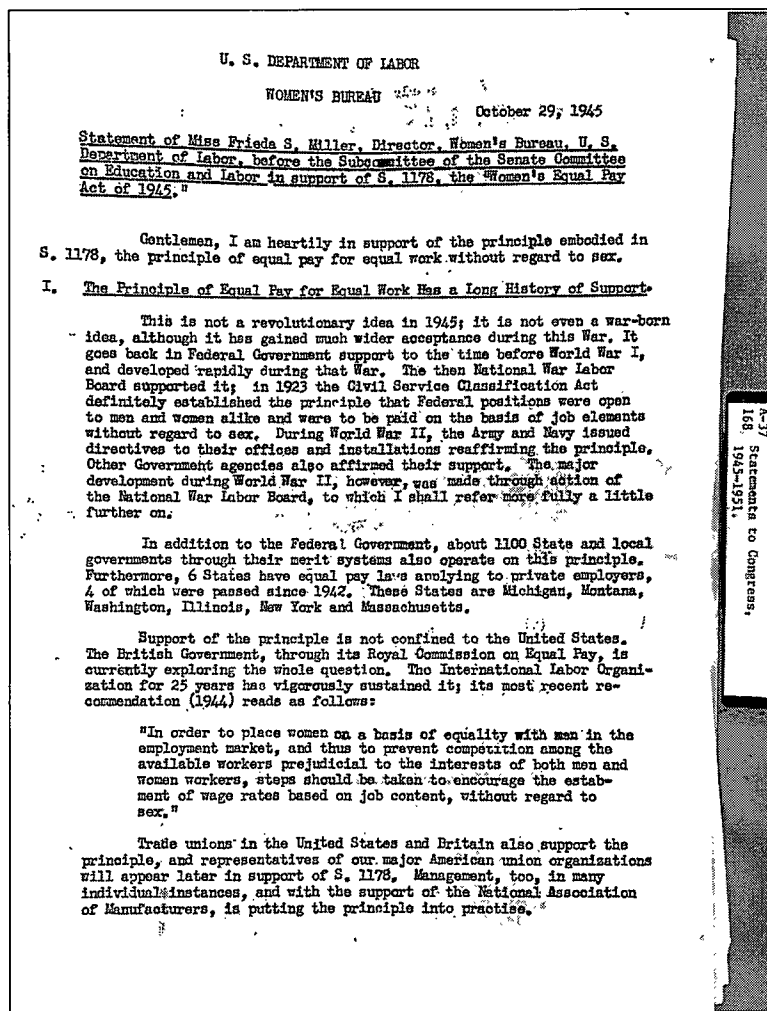
<https://www.jaaww.or.jp/history/data/22002.pdf> 2023 年 12 月 18 日閲覧。

16) Equal Pay for Equal Work for Women : hearings before a Subcommittee of the Committee on Education and Labor, United States Senate, Seventy-Ninth Congress, first session, on S. 1178, a bill providing equal pay for equal work for women, and for other purposes, October. 29, 30, and 31, 1945. なお遠藤公嗣 [2019] を参照。

理由説明であった。というのは、米国連邦議会は議員のみに提案権があるものの、事実上は政府提案の場合もある。その場合、支持を陳述する形式で、政府の担当高官が提案理由説明をする。ミラー陳述はそれであった。また Miller [1945] の最後頁余白に「(WB 46-78)」と記されている。これから推測すると、女性局が公聴会議事録からミラー陳述を抽出し、1946年に資料用として作成したのが Miller [1945] であろう。

Miller [1945] は、その冒頭で、同一労働同一賃金原則はすでに多数に支持され普及している原則であることを強調している。そして、その証拠として、1944年ILO勧告の文章を引用している（図4参照）。後に、この引用文章は考察する。

図4 フリーダ・S・ミラーの陳述 (Miller[1945])



出所：ミラー文書 (A-37 168)

さて Miller [1945] によれば、「1945 年度婦人の同一賃金法案」(本パラグラフ文の「」内は労働省婦人少年局 [1948] 第 1 版からの引用である) の特徴は、「施行上の技術」として「職務分析と比較」すなわち職務分析・職務評価の手法を活用する規定を持つことである。その活用によって「同等の質と量の仕事に対し、婦人に差別的賃金率が使用者から支払われたこと」を示すことができるからである。その理由として、Miller [1945] は第二次世界大戦中の米国の「経験」を述べた。米国の全国戦時労働委員会¹⁷⁾ (National War Labor Board, NWLB) 一般命令第 16 号 (1942 年 11 月 24 日) は、男女同一賃金の奨励と促進を明示し、職務分析・職務評価の活用に着目した。そして戦時中に、その活用によって男女同一賃金の奨励と促進がはかられた複数の事例を紹介した。例えば「1942 年 9 月 1 日、カーネギー系イリノイ製鉄会社と産別製鉄労働者連合会との間に結ばれた契約 [労働協約の意味であろう 遠藤]」は「同会社の全工場において、賃金率の不平等が存することを指摘し、使用者側および組合側の同数の代表者から成る共同委員会の設置を規定したのである。」「会社は職務評価および決定の完全な理解に必要な情報を共同委員会に使用させることを同意した」。

米国連邦議会に提案される法案は非常に多く、委員会に審議付託すらされない法案も多い。それらに比べると、「1945 年度婦人の同一賃金法案」は委員会の公聴会まで開催されたので、米国連邦議会で重視されていたといえよう。しかし、同法案は議会を通過せず、廃案となった。

3-2 発行時と翻訳者

労働省婦人少年局 [1948] に、その発行時の記述はない。しかし、労働省婦人少年局 [1955] (図 5) によると、発行は 1948 年 10 月である。しかも、労働省婦人少年局 [1948] は第 2 号であるにもかかわらず、9 月発行第 4 号の後の発行である。ここから推測できることは、7 月発行第 1 号に続いて第 2 号発行が予定されていたが、第 2 号発行は遅延し、第 4 号に先を超してしまったことである。これを言い換えると、第 2 号の当初の発行予定は 7 月以後で、おそらく 9 月以前だったことである。

労働省婦人少年局 [1948] の翻訳者は誰か。山川菊栄と推測できる¹⁸⁾。理由は 3 つある。

17) 第 1 版の訳語は「連邦戦時労働庁」であるが、現在の定訳語と思われる「全国戦時労働委員会」を使用する。

18) 山川菊栄は婦人少年局長在職中に翻訳を継続していたと思われる。久保田真苗は「私は 1951 年の初めに婦人少年局に入りました … その後すぐ山川先生はお辞めになって … 私が初めて婦人少年局にいた時 1 センチくらい原稿を渡されたことがあるですね。…『市民道と婦人』というタイトルになっていた。…高橋展子さんにうかがいましたら「…それは局長がお訳しになったものです…」山川先生が非常に民主化に注意なさって、暇を見てそんな原稿まで訳されたこと…」と回想している(山川菊栄生誕百年を記念する会編 [1990] 89, 90)。菊栄にとって局長の仕事は不向きで気苦労が多かったと思われ、翻訳の時間は気分転換やリセットの時間だったのではないか。なお久保田真苗は後に日本社会党参議院議員であり、1993 年成立の細川内閣で経済企画庁長官となった。

図5 労働省婦人少年局 [1955] の第1頁

海外資料										婦人少年局刊行物一覽		
資料名										発行所		
婦人の重要労働取扱作業 工場に於ける婦人のための安全な服装 一九四五年度アメリカに於ける婦人の同一賃金法求 附添着機織と病院耐染病 アメリカに於ける看護婦の勤怠 アメリカ及びヨーロッパに於ける婦人団体の概況 婦人労働者の実情 一、二 米国の婦人雇傭に関する最近の報告 女子公務員の雇用に関する各国の規定（抄） 各国の社会保険制度に於ける婦人被保険者の特殊な取扱 について 一九四七年度の婦人労働者 アメリカ合衆国に於ける各州の家内工業的労働法 婦人のための作業着 婦人の賃金に関する各国の規定										婦人労働者		
14	13	12	11	9	8	10	2	5	3	4	1	女子
24	24	23	23	23	23	23	23	23	23	23	23	作業員
1	1	12	12	11	11	11	10	10	10	10	9	7
85	A6	85	85	BK	BK	85	85	85	AS	86		巻数
20	12	12	5	17	7	21	24	21	13	9	8	冊数
縦横寸シ										備考		

出所：大原社会問題研究所所蔵

第1の理由は、第2版表紙ウラにある手書き正誤（図6）が菊栄の自筆と推測されることから、謄写版本文の翻訳もまた菊栄による、と考えられるからである。なお、手書き正誤は、東京大学社会科学研究所図書室所蔵のもの（図6）にも、神奈川県立図書館山川菊栄文庫所蔵のものにも、同一の筆跡で存在する。また、この英語原文は National War Labor Board であるが、翻訳者は訳語を迷い、第1版本文は「連邦戦時勤労庁」と訳し、第2版本文は「連邦戦時動員庁」と訳し、第2版手書き正誤は「連邦戦時労働委員会」と訳し、変遷している。

図 6 『1945 年度アメリカに於ける婦人の同一賃金法案』第 2 版表紙ウラの手書き正誤



図 7 山川菊栄より近藤まがら〔真柄〕宛の 1946 または 47 年 9 月 7 日書簡の一部



出所：東京大学社会科学研究所図書室の所蔵

注：図 6 にある文字と共通する文字に、遠藤公嗣が傍線をつけた。

出所：大原社会問題研究所所蔵「堺・近藤関係資料」
1-7-1977

この頃の山川菊栄の自筆の例は、図 7 である。図 7 の「戦時」の「時」は個性のある略字だが、図 6 の「戦時」の「時」の略字に酷似する。その他の、図 6 と図 7 に共通する文字も類似している。したがって、手書き正誤（図 6）は菊栄の自筆と推測してよいであろう¹⁹⁾。このよう

19) 法政大学大原社会問題研究所所蔵の菊栄自筆文は、多数の書簡である。他方、神奈川県立図書館山川菊栄文庫所蔵の菊栄自筆文は、多くは発表文の原稿である。私は山川菊栄文庫所蔵の原稿の調査を 2023 年秋に希望したが、2023-24 年度は所蔵庫改修のため、山川菊栄文庫は別個所に保管されて公開停止中とのことである。原稿の調査は再公開後の他日を記したい。

に推測すると、謄写版本文の翻訳もまた菊栄による、と考えられる。というのは、菊栄は婦人少年局長であって、もし他者の翻訳ならば、少なくとも数百部はあるはずの第2版のおそらく全部に、菊栄が正誤を自筆で書き加えるとは考えられないからである。そして、第1版と第2版の本文の同一性の高さから、第1版の翻訳者もまた菊栄であったと考えられる。

第2の理由は、労働省婦人少年局〔1948〕本文の重要記述に誤訳があるが、その誤訳は、英語と日本語のバイリンガル（に近い）者で米国について社会科学的知見がある者が犯す誤訳とは思えず、そうでない者の翻訳と思われ、そうすると婦人少年局内では、山川菊栄を除く候補者は翻訳者として疑問があるからである。

誤訳個所の Miller〔1945〕の原文、労働省婦人少年局〔1948〕第1版の訳文（第2版もほぼ同文）、第1版訳文の誤訳（下線箇所）についての遠藤公嗣による是正訳文、の3つを下掲する。

< Miller〔1945〕の原文 >

In numerous War Labor Board cases involving inequalities between rates paid to men and women for comparable work, the Board has ordered the institution of job evaluation as a basis for giving women equal pay.

< 労働省婦人少年局〔1948〕第1版の訳文 >

同等の仕事に対し男女に支払われる賃金率の不平等にかんする戦時勤労庁の取扱った多くの事件において、同庁は職務評価機関を、婦人に同一賃金を与えるための基礎として任命している。

< 第1版訳文の誤訳（下線箇所）についての遠藤公嗣による是正訳文 >

同庁は、婦人に同一賃金を与える根拠としての職務評価の開始（創設）を、命じている。

誤訳の理由は、翻訳者が institution につき英和辞典（英英辞典も）の1番目の意味のみを理解し、3-4番目の意味を理解していなかったことにある。もちろん、誤訳にいう「職務評価機関」も「任命」も当時の米国に実在しない。

さて大月照江は、1947年9月の婦人少年局発足時から同局に在籍し、1950年5月に辞表を提出して退職した²⁰⁾。彼女は1904年10月1日岡山県生まれだが、1919年6月に14歳8ヶ月で両親と共に米国に移住し、1930年ウィラメット大学卒業、1931年コロンビア大学社会学修士号取

20) 退職後に日本女子大学教授であり、1971年に死去した。

得、その後、博士候補として在学するも論文未完成で、1936 年帰国した。帰国後、厚生省人口問題研究所嘱託などを勤めた²¹⁾。学術論文として大月照江 [1941] がある。彼女はバイリンガル（に近い）者と思われ、また 1930 年代米国について社会科学的知見があると思われる。彼女は Miller [1945] の翻訳者として適任のように思われる。

しかし、もし大月照江が翻訳者であれば、このような誤訳はしなかったであろう。実のところ、彼女が翻訳を依頼される可能性は低かったと言わなければならない。彼女への追悼記や初期の婦人少年局在籍者の回想記によると、彼女は気難しい人と周囲からみなされており、その仕事ぶりにも批判的な記述が多い。そのような評価を受けていた彼女が、重視された Miller [1945] の翻訳を依頼されることはなかったと考えられる。

では、婦人少年局内の誰なのか。英文翻訳の実績があったのは、大月照江と山川菊栄の他に次の 3 人がいたが、いずれも疑問がある。

田中寿美子²²⁾ は 1948 年春に労働省に入職し「嘱託として婦人労働課に配属になった」（田中寿美子 [1981] 2）。「海外婦人労働資料」第 1 号（同年 7 月刊）と第 4 号（同年 9 月刊）の本文末尾それぞれに、彼女が翻訳者であることが明記されている。これらの明記があるにもかかわらず、明記のない第 2 号（同年 10 月刊）すなわち労働省婦人少年局 [1948] の翻訳者が彼女であるとは、考えがたい（図 5 を参照）。

大羽綾子²³⁾ は 1948 年 1 月に労働事務官に採用され婦人労働課に配属されて、統計調査を主に担当したと思われる。もっとも、採用 1 年前に翻訳『ペリー提督日本遠征記』を出版していた（大羽綾子 [2002] 35-37、301、315）。しかし、彼女は 1960 年の座談会で米国事情の質問に答えて「アメリカには連邦一本の最低賃金があります。しかし男女同一賃金という規定は、なかったと思います。州の法律ではあるかもしれませんが、連邦全体としての同一賃金という規定は確かなかったと思います」と答えた（大羽綾子 [2002] 74）。もし彼女が労働省婦人少年局 [1948] の翻訳者であったならば「米国連邦議会に男女同一賃金法案が提案されたことがあったが…」との趣旨を必ず言及したであろう。言及がないのは、彼女が翻訳者でないことを示唆するだろう。

高橋展子は 1948 年 11 月にエマ・A・フォックス著富田展子訳 [1948]『会議の知識』を出版した。同書の「訳者あとがき」の日付けは 9 月である。同書と労働省婦人少年局 [1948]（10 月刊）の翻訳作業時期は重複するが、重複作業が不可能とは言い切れないであろう。しかし、

21) アデル・シュライバー、マーガレット・アチソン著大月照江訳 [1973] の巻末に「大月照江氏略歴」と数人の追悼記がある。

22) 後に婦人課長であり、労働省退職後、日本社会党参議院議員となった。

23) 後に婦人労働課長であった。

当時の彼女は GHQ/SCAP との渉外と通訳を担当していたものの、労働省婦人少年局 [1948] の翻訳に必要な社会科学的知見が十分にあると周囲に評価されていたとは思われない。おそらく彼女自身もその自覚は当時からあったと思われ、そのため「1937 年東京女子大学英語専攻部卒業」にもかかわらず「1960 年 3 月早稲田大学社会学専修卒業」（高橋展子追悼集刊行世話人会編 [1991] 故高橋展子さんの足跡）となったのだろう。

結局のところ、残るのは山川菊栄である。

第 3 の理由は、労働省婦人少年局 [1948] の当初の発行予定（7 月以後で、おそらく 9 月以前）が山川菊栄 [1948] の発行（6 月）に続くよう設定されており、すなわち Miller [1945] を和訳し労働省婦人少年局 [1948] を作成する準備として山川菊栄 [1948] があるとの時系列であって、それは本文書の翻訳者もまた山川菊栄であることを示唆する。

この時系列は、Webb [1919] と Miller [1945] の内容を考慮すると、重要な意味がある。Webb [1919] は「職別賃金率を努力と必要とに一層よく比例させる新原則」を強調したものの、「新原則」とは何かを説明しなかった。ところが Miller [1945] は、「1945 年度婦人の同一賃金法案」の職務分析・職務評価の手法を活用する規定を強調し、第二次世界大戦中の米国の「経験」から、「新原則」が職務分析・職務評価による職務価値＝賃金率の決定という原則であることを明らかにした。いうならば、Webb [1919] 以来の男女同一賃金論を新たな段階に発展させたのが「1945 年度婦人の同一賃金法案」であり、それを主張するのが Miller [1945] であったといってよい。

このように考えると、Miller [1945] を和訳し理解することこそが真の重要な課題であって、その課題を完遂するための準備が Webb [1919] の和訳＝山川菊栄 [1948] であった。当時の日本で Webb [1919] の和訳そのものはそれほど必要でないかもしれないが、Miller [1945] の和訳という課題の完遂のために、Webb [1919] の和訳は必要であった。だから山川菊栄は、そして、何かを知っていたと思われる広田らも、熱意を持って Webb [1919] を和訳したのであろう。Webb [1919] の和訳と Miller [1945] の和訳は一对で考えられるべきである。

また、山川菊栄 [1948] の日本語書名『新しい賃金原則』の意味も、これに関連するであろう。Webb [1919] の書名に「新しい賃金原則」は存在しないので、菊栄がこの書名を創作した。では「新しい」とは何を指すのか。山川菊栄 [1948] から 29 年前の Webb [1919] を「新しい」と菊栄は呼ぶのか。しかし、当時の日本にとって新しいとしても、菊栄にとっても国際的知見としても新しくはない。自覚的にか無自覚的にかは不明だが、労働省婦人少年局 [1948] も含めて、菊栄は「新しい賃金原則」と考えたのではないか。

さて、Miller [1945] が重要であったとしても、それを和訳し理解することは、実のところ、山川菊栄にとり容易でなかった。Miller [1945] のほぼ全文が、第二次世界大戦中の米国で新

しく展開したやや特殊な事情の記述であって、その中でも、職務分析・職務評価の手法を核心におく記述であったが、それら全部が菊栄にとり未知であったからである。そのための誤訳であり、訳語の変遷であった。そしてまた、和訳に時間がかかり、労働省婦人少年局 [1948] の発行は当初予定時から遅延したといつてよい。

4 GHQ/SCAP 労働課ゴルダ・スタンダーより入手か？

4-1 推測される両文献の入手経緯

広田らが使用した Webb [1919] の現物と、山川菊栄が和訳した Miller [1945] の現物は、どのようにして入手されたのだろうか。これを示す直接の文書資料を私は発見できていない。入手に関連する文書はそもそも作成されなかったか、または文書は作成されても後に廃棄されたか、のどちらかの可能性が高いと思われる。したがって、下述は私の推測であり、私の仮説である。

Webb [1919] と Miller [1945] の提供者は、当時の状況からして、GHQ/SCAP 関係者以外は考え難い。そして、両文献の内容と GHQ/SCAP 経済科学局 (ESS) 労働課の構成人員を考慮すれば、提供者は両文献とも労働課のゴルダ・スタンダー (Golda G. Stander) と考えるのが妥当であろう。両文献は非公式の提供であったと思われる²⁴⁾。また両文献の提供と受領は、1947-48 年冬に、婦人少年局長の山川菊栄が通訳の高橋展子を伴ってスタンダーと面談した時であって、菊栄がスタンダーから両文献を受領したと思われる。そして、菊栄は Webb [1919] の現物をすでに所有していたので、受領した Webb [1919] の現物を高橋展子にゆだね、菊栄は Miller [1945] の現物のみを持ち帰ったと思われる。

スタンダーは両文献を渡すときに、説明を加えたであろう。その説明は、次のような趣旨だったと推測できよう。

米国連邦政府は男女同一賃金についての ILO 国際条約を近年中に成立させる考えを持っている。その条約には、職務分析・職務評価の手法を活用するという新しい原則を規定したいと米国連邦政府は考えている。この規定は、第二次世界大戦中の米国で、職務分析・職務評価の手法を活用して男女同一賃金を促進した経験をもとにしている。また、同じ経

24) 米国労働省が日本の労働省に、その 1947 年 9 月発足時に正式に「寄贈」した図書と資料の目録は、労働省労働統計調査局 [1947] である。この目録には、1947 年発行の文書も、後に「海外婦人労働資料」として翻訳された文書もあるが、Webb [1919] と Miller [1945] は含まれていない。そもそも Webb [1919] は、英国の準公式文書であるから、米国労働省が日本の労働省に正式に「寄贈」する文書にならないであろう。

験をもとにして、米国でも、職務分析・職務評価の手法を活用する法律制定を考えている。Miller [1945] を読むと、米国での経験や新法の考え方がわかり、成立するはずの新しいILO 国際条約の意義もわかる。Miller [1945] は第二次世界大戦中の新しい事情の記述が多く、山川菊栄には読み難いかもしれないが、先に Webb [1919] を読むと、男女同一賃金で留意すべきことが簡潔に述べられていて、Miller [1945] を理解しやすいだろう。Webb [1919] が指摘する「新原則」とは、米国の経験では、職務分析・職務評価の手法を活用して賃金率を決定することである。現在の日本は男女間に大きな賃金格差があるが、いずれ日本はILO に復帰する。そして、男女間賃金格差の是正のために、新しく成立するはずのILO 国際条約の批准が近年中に日本で課題となるだろう。その時にそなえて、Webb [1919] と Miller [1945] をよく理解し、早期の批准を準備してほしい。

なお注意事項がある。男女同一賃金についてILO 総会の議題とすることはまだ公式決定されていない。まして、新しいILO 国際条約についての米国連邦政府の考え方は、あきらかにされるべきではない。今スタンダーが説明した内容はもちろん、スタンダーが両文献を渡したこと自体も、秘密にしておいてほしい。

山川菊栄も広田らも Webb [1919] の和訳に熱意をもって取り組んだのは、スタンダーによる説明があったからこそ、と思われる。また Webb [1919] を和訳した理由を明確に述べなかったのも、同じ理由と思われる。さらにいえば、スタンダーの説明があったからこそ、男女同一賃金は婦人少年局の最初の重要な政策課題と認識された。この状況にふさわしい山川菊栄の回想談がある。次のとおりである。

山川菊栄へのインタビュー調査時に、依田精一は山川菊栄に「婦人少年局で、そのできた最初に、一番最初の政策に何を取り上げられましたか？」と唐突に質問した。質問された菊栄は「それはねー。もうやっぱり啓蒙的な仕事ですね。あのころ……。今でも日本じゃイーコルペイの問題が真剣にとり上げられてないとか、あのころは、特にひどかった。」と答えたが、しかし、その後は九州出張時の女性教員の話に流してしまった（依田精一、酒井はるみ [1975] 78）。唐突な質問に「イーコルペイ」と菊栄が英語で答えたのはスタンダーや Webb [1919] や Miller [1945] を思い浮かべたからではないか。しかし、菊栄がそれ以上を話さず別の話に流してしまったのは秘密にすべきことを思い浮かべたからではないか。

なお事実として、男女同一賃金は婦人少年局による最初の「啓蒙」課題であった。婦人少年局による最初のポスターは1948年9月作成で男女同一賃金の主張であり、3番目のポスターは1948年12月作成で同じく男女同一賃金の主張であった（図8と図9を参照）²⁵⁾。これらが

25) 2つのポスターはGHQ/SCAP 労働課に提出され、その英訳文もある（ESS (H) 02455, 02496, 02497）。

図 8 婦人少年局作成の最初のポスター
(1948 年 9 月)



出所：一般財団法人女性労働協会 女性労働アーカイブ
<https://www.jaaww.or.jp/history/data/03001.pdf>
 pdf 2023 年 12 月 18 日閲覧。

図 9 婦人少年局作成の 3 番目のポスター
(1948 年 12 月)



出所：一般財団法人女性労働協会 女性労働アーカイブ
<https://www.jaaww.or.jp/history/data/03002.pdf>
 pdf 2023 年 12 月 18 日閲覧。

Miller[1945] の和訳と時期が重複していることに留意すべきである。また最初のポスター(図 8)の「給料の割合」の言葉にも注意したい。「割合」は rate の訳語と思われ、rate 概念に留意されていることを示すであろう。1948 年 12 月以後、有無が確認できる 1954 年までの間、男女同一賃金のポスターは婦人少年局によって作成されていない(労働省婦人少年局 [1955])。

さて、上記した私の仮説に関連するところの、スタンダーに関わる重要事項 2 つを考察しておこう。1 つは、スタンダーは米国労働省女性局長フリーダ・ミラーと親しく、GHQ/SCAP 在任中につねに連絡を取り合う関係だったことである。英語文献も含めて、本論文がこれをはじめて指摘することになる。今 1 つは、スタンダーの GHQ/SCAP 着任(本人は 1946 年 9 月とする)から 1947 年前半までの、男女同一賃金についてのスタンダー自身の見解表明である。これに関係する貴重な先行研究の成果があり(渡辺章編 [1996, 1998]、豊田真穂 [2007] 第 3 章)、それらとの関係に留意して考察する。

4-2 ゴルダ・スタンダーとフリーダ・ミラーの関係

両者の親しい関係の発端は、第二次世界大戦前の1936年11月から1938年中の9月以前の2年たらずの間、スタンダーが部下でミラーが上司であった経歴と思われる。すなわち、スタンダーの経歴は「1936.11-40.4 米労働省ニューヨーク州産業婦人・婦人賃金課・・・1940.4-44.8 労働省児童局産業課、1944.8-1945.8（全国）戦時労働委員会事例研究課の上級レーバー・エコノミスト」（竹前栄治〔1982〕101）であるが、下線部を「米労働省の出先機関であるニューヨーク州産業婦人賃金課」（竹前栄治〔1983〕187）とも記される²⁶⁾。他方、ミラーは1929年に米労働長官によって Division of Women in Industry and Minimum Wage at the New York State Department of Labor の Director に任命され、1938年までその職務にあった。1938-43年ニューヨーク州 Industrial Commissioner、1943-44年米国务務省職員として駐英米国大使の特別顧問（在ロンドン勤務）であった。特別顧問の在任中に、ミラーはルーズベルト大統領から労働省女性局長の指名を受けた。女性局長の職務を実質的に開始するのは1944年7月で、連邦議会上院の公式承認は8月9日であった²⁷⁾。

スタンダーとミラーが1936-38年に勤務する組織は同一と考えてよく、そこで両者は部下と上司の関係であった。そして1944年7-8月は、短期間ながら、両者は労働省勤務で再会したはずであった。しかも留意してよいのは、スタンダーの1944年8月からの全国戦時労働委員会における職務は、職務分析・職務評価の活用によって男女同一賃金を奨励する事例を熟知する職務であったことである。

私は、GHQ/SCAP 文書（国会図書館蔵）中に、スタンダー発ミラー宛書簡の写し3通を発見することができた。写し3通それぞれは別フォルダーにあった。またミラー発スタンダー宛書簡は1通も発見できなかった。写し3通の内容から、両者の往復書簡は相当な多数であったと推測できる。ミラーの名を付け、両者の往復書簡を一括保存したフォルダーが作成されたはずだが、GHQ/SCAP 文書にそれはなかった。スタンダーが退職時にそれを残さなかったのであろう。そして、別フォルダーに偶然に残った写し3通を、幸運にも私が発見できたのであろう。

第1の書簡写し²⁸⁾は、1949年10月6日付で、要旨は次のとおりであった。両者の関係がニューヨーク州労働部関連であることや、往復書簡の数が相当な多数であろうことが、示唆されている。

26) 「1977年10月12日付スタンダー女史よりの竹前宛書簡」（竹前栄治〔1982〕101）「彼女の履歴書を送って下さった」（竹前栄治〔1983〕187）これらは同一の書簡と思われる。残念であるが、書簡の英語原文を参照できない。

27) ハーバード大学シュレジンジャー図書館作成のミラー文書（Papers of Frieda S. Miller）：A Finding Aid にある経歴の記述。1938年9月にすでにニューヨーク州 Industrial Commissioner に就任しているので、それ以前の1938年中に辞職したことになる。

28) ESS (H) 02456. フォルダー名は Women Workers Section, Aug. Campaign である。

＜同日朝に貴女に送った書簡で書き忘れたことがある。少し前にニューヨーク州労働部のロウリア夫人に日本の婦人少年局作成のいくつかの資料を送ったが、貴女も関心があるかもしれないと思うようになったので、同じ資料セットを貴女にも送る。＞

第 2 の書簡写し²⁹⁾は、1950 年 8 月 21 日付で、要旨は次のとおりであった。依頼の内容から両者の親しさが非常に深いことがわかる。ちなみに、アン・ゴスの後任については私の調査が不十分でわからない。

＜アン・ゴス [Anne Goss、スタンダーの部下 遠藤] が 9 月 15 日に米国帰国の予定だが、彼女の後任がいない。彼女は専門的な援助を日本の婦人少年局に与え、労働組合の女性や女性団体と多くの仕事もしてきた。そこで貴女に非公式のお願いなのだが、米国女性局の職員を 6-12 ヶ月間貸して頂けないか、あるいは、快く後任となるような「優れた」職員はいないだろうか。「優れた」というのは、婦人少年局の上級職員は高いレベルに達していて、専門家の指導でないと受け入れないからである。ご参考に職務明細書を同封する。貴女と女性局職員が日本女性に与えてくれる援助に感謝している。貴女のお考えをできるだけ早く伺いたい。＞

第 3 の書簡写し³⁰⁾は、1951 年 1 月 9 日付で、要旨は次のとおりであった。

＜婦人少年局が用意した「製糸工場における女工についての報告 要旨」は翻訳が出来て使えない。私は婦人少年局とともに良い英訳を準備しているので、それを今日中に別便で貴女に送る。改訂版要旨は、「少し」などの表記をパーセントなど数値で表記して、明確化している。しかし、なお完璧でないと私は理解しているので、貴女に質問があれば書簡を書き送ってほしい。＞

フリーダ・ミラーもまた、スタンダーとの間に多数あるはずの往復書簡を、ミラー文書（ハーバード大学シュレジンジャー図書館蔵）に残さなかった。私は 2023 年 10 月にシュレジンジャー図書館を再訪してミラー文書を綿密に探索したが、往復書簡を一括保存したフォルダーが存在しなかったばかりでなく、別フォルダーに偶然に残った書簡や文書もまったく発見でき

29) ESS (B) 02381. フォルダー名は Personnel-Wages and Working Conditions Branch-General である。このフォルダーは ESS 労働課のフォルダーだが、労働課でなく ESS 管理課に分類され保存されている。

30) ESS (H) 02481. フォルダー名は Women Workers Section Surveys である。

なかった。また、両者の往復書簡が残っている可能性があるのは米国国立公文書館（NARA）保管の女性局文書だが、発見できる可能性は低いだろう。というのは、NARA を訪問し文書調査をするためには、訪問に先だって先方アーキビストと相談することが必須なのが現在の規則であり、私も相談したところ、その回答（2023 年 11 月 14 日）は、ゴルダ・スタンダーの名がつくフォルダーは存在しないと思われる、したがって、別フォルダーに残った往復書簡を探すことになる、とのことだった。おそらく、ミラーがフォルダーを廃棄したと思われる³¹⁾。

4-3 スタンダーの見解表明

労働基準法第 4 条の立法過程で、1946 年 8 月 6 日の第 6 次案では、見出しが「同一価値労働同一賃金の原則」で条文が「使用者は同一価値労働に対しては男女同額の賃金を支払わなければならない」であったが、11 月の第 7 次案では修正され、見出しが「男女同一賃金の原則」で条文が「使用者は女子であることを理由として賃金について男子と差別的取扱をしてはならない」となった。この条文が事実上の現行法第 4 条である。

この修正は理論的に非常に重要であり、第 6 次案の同一価値労働同一賃金原則の規定を放棄して、第 7 次案では、何が「差別」かを定義せず、また、生活賃金を許容できる規定への修正であった。この修正を呼び起こしたのは、8 月 7 日の第 2 回労務法制審議会における西尾末広の鋭い指摘であろう。彼は、同一価値労働同一賃金原則は当時の「生活賃金」すなわち家族を扶養できる賃金の考え方と「矛盾がある」と鋭く指摘した（遠藤公嗣 [2000] 150-151）。

第 7 次案の GHQ/SCAP 労働課への報告は、おそらく 10 月末から 11 月初に³²⁾、英訳第 6 次案文書へ英訳修正条文を記した付箋を当該条文個所に貼り付けた文書でおこなわれた³³⁾。この形式であったため、第 7 次案と第 6 次案の比較は容易であった。付箋に記された第 7 次案の第 4 条には、手書きで疑問符？ がつけられ、豊田によれば「スタンダーのものと思われる筆跡で、「同じような性質（“comparable character”）の職業に就く労働者に対しては、男性よりも低い賃金率で女性労働者を雇用してはならない」と書かれている」（豊田真穂 [2007] 110-111）。GHQ/SCAP 文書（国会図書館蔵）はマイクロフィッシュ版であって、私はそれを閲覧してこの筆跡個所を確認したが、筆跡の写りが薄く、わずかな単語しか読み取れなかった。そのため、この筆跡個所についての私の見解は保留したい。1 点だけ述べると、comparable character は私も読み取れたが、これをどう理解するかは、この筆跡個所全体をどう理解するかに関わると思う。

31) ミラーがスタンダーを GHQ/SCAP 労働課職員に推薦したと私は推測しているが、それを示す文書資料を発見できていない。

32) 対応する日本語版第 7 次案（修正案）の作成が 11 月 5 日以前と推測されている（渡辺章編 [1996] 346）。

33) ESS (I) 01218-01219 にある Labor Standard Bill (undated) がそれである。なお、渡辺章編 [1998] 377-399 に [資料 12] として活字で掲示される。

これ以降に、スタンダーが法案の第 4 条にコメントしたことは、文書資料上に残されていない。

さて、スタンダーの見解が明確に表明されているのは、1947 年 2 月 17 日付の演説原稿 Stander [1947]³⁴⁾ の 2 頁目の全体であって、それを豊田が詳しく紹介している（豊田真穂 [2007] 120-121）。その紹介によれば、2 頁目は、前半で、「同一労働同一賃金」原則がすでに広く普及していることを強調し、後半で、日本の賃金と米国の賃金の比較を述べている。豊田によれば「スタンダーがこの 2 つの原則 [同一労働同一賃金原則と同一価値労働同一賃金原則 遠藤] の違いを認識していたかどうかは明確でない」と評価する。しかし豊田は、スタンダーは「同一価値労働」概念を認める方向にあったのではないかと推測する。

豊田による評価と推測についての私のコメントは次のとおりである。スタンダーが Stander [1947] 2 頁目で「同一労働同一賃金」を言葉として使った理由を私はわからないが、スタンダーは「同一価値労働同一賃金」を理解していたと判断してよい。なぜならば、2 頁目の前半は Miller [1945] と同旨であり、その切り貼りに近い記述もあって、スタンダーは Miller [1945] を読んでいたことがわかる。切り貼りとは、2 頁目の前半に下記の記述があるが、それは図 4 の当該個所の記述と酷似することである。なお後に、この 1944 年 ILO 勧告の文章は考察する。

It has been vigorously supported by the International Labor Organization which, in its most recent recommendation (1944) noted as follows:

“引用文は図 4 の当該個所と同文”

そもそも、スタンダーの全国戦時労働委員会勤務の経験は、Miller [1945] の理解を容易にする、というよりも、スタンダーが勤務時に知ったはずの諸事情を背景にして Miller [1945] は記述されているといつてよい³⁵⁾。

34) Stander [1947] が収められるフォルダー名は Speeches, Articles and Press Releases-General である。このフォルダーは ESS 労働課のフォルダーだが、労働課でなく ESS 管理課に分類され保存されている。

35) 豊田は Stander [1947] を詳しく紹介する（豊田真穂 [2007] 120-121）が、私はこれを研究の初期段階で読んだことによって、私の研究は 2 点で発展した。私は豊田に感謝する。第 1 点は、読んだ直後に、スタンダーは男女同一賃金についてのミラーの企図を知っているのではないかと、私ははじめて思ったことである。それを確認するための研究によって、スタンダーとミラーの重複する経歴や、GHQ/SCAP 文書に残されたミラー宛書簡を発見し、また Stander [1947] と Miller [1945] の類似性を知った。第 2 点は、Stander [1947] は ESS 労働課の 1 フォルダーに所在するにもかかわらず、そのフォルダーは、労働課でなく ESS 管理課に分類され保存されていたが、こうした誤分類フォルダーが存在することを、私ははじめて知ったことである。スタンダー宛ミラー宛書簡の第 2 の写しは、これを知ったからこそ発見できた。こうした誤分類は、おそらくは、1952 年の GHQ/SCAP 撤収時の文書箱詰め作業が杜撰であった結果であろう。そして悩ましいのは、他に誤分類があるかもしれないことである。しかも、誤分類をフォルダー名だけで完全に判別することは不可能なことである。

5 米国労働省第2代女性局長フリーダ・ミラーの企図と活動

スタンダーによる Stander [1947] の2頁目の執筆や、1947-48年冬にスタンダーが Webb [1919] と Miller [1945] を山川菊栄らに提供したと思われる背景には、米国労働省女性局長フリーダ・ミラーの企図と活動があった。ミラーの実質的任期は1944年7月から1952年11月までであったが、任期の全期間をつうじて、男女同一賃金原則をILO国際条約とすることを企図し活動した。また、ミラーの企図は、元来は、前任の初代女性局長メアリー・アンダーソン (Mary Anderson, 任期は1920-44年) の企図と推測できる。おそらくミラーは、その企図を受け継いで活動することをアンダーソンに約束して、その推薦を受け、第2代女性局長に就任したと推測できる³⁶⁾。

5-1 出発点としての1944年ILO71号勧告通番37(1)の採択

米国は1941年12月に第二次世界大戦に参戦したため、多数の男性労働者が出征し、彼らに代わって、多数の女性が労働者として雇用されることとなった。彼女らの賃金率は男性より低く設定されることが多かった。女性労働者は低賃金是正を強く要求した。これは英国の第一次世界大戦中と同様の事態であった。

米国連邦政府の全国戦時労働委員会 (NWLB) は、一般命令第16号 (1942年11月24日) を発し、男女同一賃金の奨励と促進を明示した。その核心的規定は次のとおりであった。「同一または類似の業務における同等な質と量の労働 [comparable quality and quantity of work] に対して、女性へ支払う賃金または給与の率を男性へ支払う率と同一にするための賃金調整は、…NWLBの承認を待たず実施できる。」そして「同等 [comparable]」かどうかを判断するために、NWLB一般命令第16号は職務評価の活用と言及した。Miller [1945] の記述から推測できるのは、労働省女性局は、NWLB一般命令第16号をもとに職務評価によって適正な賃金率を示すことを奨励し、各企業や各事業所における男女同一賃金を促進したことである³⁷⁾。この経験は、労働省女性局とメアリー・アンダーソンにとって、いわば「成功体験」であった。

さて1944年春には、第二次世界大戦が連合国側の勝利で終結する見通しとなった。ILO第26回総会 (4月20日から5月12日まで米国フィラデルフィアで開催) は、戦後を想定したILOの政策と体制を議論する場となった。

36) アンダーソンによれば、彼女と労働長官フランシス・パーキンスが話し合って、彼女の後任にフリーダ・ミラーが適任と意見が一致し、パーキンスがミラーに会って就任の承諾を得たという (Anderson [1951] 257)。

37) 労働省女性局はNWLB一般命令第16号の発出にどのように関係したのか、また、それをどのように活用して各企業や各事業所で男女同一賃金を促進したのか、などの疑問は今後の研究課題である。

ILO 第 26 回総会を前にして、アンダーソンは米国での「成功体験」を、すなわち職務評価によって適正な賃金率を示し、それをもって男女同一賃金を促進することを、将来的に ILO 国際条約として世界に普及させること、この企図を抱いたと推測できる。その出発点が、1944 年 ILO71 号勧告通番 37 (1) の採択であった。

Miller [1945] と Stander [1947] が引用するところの、1944 年 ILO 勧告とされる文章が、通番 37 (1) の全文である。ILO71 号勧告の全体は「戦時より平時への過渡期における雇用組織に関する勧告」と題され、その IX 章が「女性の雇用」であって、通番 36、37、38 の 3 節で構成されていた。71 号勧告は 5 月 12 日 (第 26 回総会最終日) 午後に総会第 19 会合で採択された。第 26 回総会議事録 (Record of Proceedings, 26th Session, ILO のサイトでデジタル公開) によれば、記名投票で賛成 102 反対 0 であった³⁸⁾。

通番 37 (1) の後半文「性別にかかわらず、職務の内容にもとづく賃金率の確立を奨励するための措置がとられなければならない」がとくに重要である。「職務の内容」は職務分析・職務評価の手法で分析され評価されるので、理論的には次の段階で、この手法の奨励が予想されることとなる。実際、通番 37 (2) は「職務の内容を決定するための正確で客観的な基準を確立する目的で、使用者および労働者の団体の協力のもと、調査が実施されなければならない」と規定した。しかし通番 37 (1) と (2) で、職務分析・職務評価の言葉は表に出されていない。アンダーソンは、通番 36 の前半文と通番 37 (1) の後半文を接続させ中間を省略した文³⁹⁾を引用して、「用語は我々によるもので、注意深く作成したので、誰も反対できなかった」(Anderson [1951] 149) と評価した。「注意深く作成」とは、職務分析・職務評価の言葉を表に出さなかったことを意味するかもしれない。

通番 37 (1) の存在は、1949 年秋に ILO 加盟国に配付された報告書 Report V (1) の内容に影響したと考えられる。この点は別論文で考察したい。Report V (1) は、100 号条約案審議のための最初の文書である。また、100 号条約案審議の最終段階である 1951 年 6 月の同一報酬委員会で、ミラーは委員会冒頭では自分の企図実現に及び腰であったが、ミラーの知らないところで、実は、労働者委員の全部と政府委員の一部が委員会前からミラーの企図実現に合意していた。その結果として、ミラーの企図は実現した (遠藤公嗣 [2021, 2022])。労働者委員の全部と政府委員の一部による合意とは、言い換えると、ヨーロッパを中心とする国際的な労働者側

38) 記名投票結果は第 26 回総会議事録の 272 頁、71 号勧告の正文全体は第 26 回総会議事録の 602-616 頁。なお 71 号勧告は、2017 年 205 号勧告によって改正され置き換えられた。しかし、71 号勧告の日本語訳文は ILO 駐日事務所のサイトに残っている。

https://www.ilo.org/tokyo/standards/list-of-recommendations/WCMS_238925/lang-ja/index.htm 2023 年 12 月 17 日閲覧。

39) 中間の省略は何かの誤りと思われる。

と政府側の合意である。これがなぜ成立していたのかを考えると、通番 37 (1) という国際的な合意の存在は意味があったのではないかと私は思う。

さて、ミラーが通番 37 (1) の作成にどれほど関与したかは、現時点ではわからない。一方では、ミラーは在ロンドン勤務の国務省職員であったにもかかわらず、米国フィラデルフィアで開催の ILO 第 26 回総会に米国連邦政府代表顧問として出席した。しかも第 26 回総会議事録によれば、5 月 12 日午前の総会第 18 会合では、ILO の組織と運営を検討した小委員会の報告者として審議内容を報告するとともに 3 つの決議を提案した⁴⁰⁾。ところが、アンダーソンは第 26 回総会で政府代表顧問となっていない。ミラーが政府代表顧問となったのは、彼女がアンダーソンの後任の女性局長となることが総会時にすでに内定していたためと考えてよいだろう。

他方では、ミラーは ILO 第 26 回総会を概説する論文 (Miller [1944]) で、ごくわずかしき通番 37 (1) の内容に言及していない。全文で次のとおりである。「性による差別をせず、職務に対して賃金を決めるべきことを勧告した (It recommended that wages be set for the job, without discrimination because of sex)。」もしミラーが通番 37 (1) の作成に関与していたならば、これは簡潔すぎる言及のように思われる。論文発表時は、第 26 回総会直後であって、大統領から女性局長に指名されたが上院の承認前という 1944 年 7 月である。

なお、アンダーソンは前記引用箇所につづけて、国際的合意は重要だが、それだけでは十分でなく、法律制定が必要である、私は今、連邦議会に提案されている女性のための同一賃金法案に取り組んでいて、私たちはこの法案に大いに期待している、と述べる (Anderson [1951] 149-150)。法案とは「1945 年度婦人の同一賃金法案」のことであろう。同法案は、上院議員 2 名による提案であったが、法案の実際の起草者はアンダーソンであったという (Deslippe [2000] 45)。

5-2 ILO 本部事務局職員への 2 人の送り込み

ミラーは、第二次世界大戦直後に、米国人 2 人を ILO 本部事務局職員に送り込んだ。ミルドレッド・フェアチャイルド (Mildred Fairchild) とミラーの実娘エリザベス (Elisabeth Miller) である。ミラーは、男女同一賃金原則を ILO 国際条約とするために、2 人が非公式の助力となることを期待したと思われる。

フェアチャイルドへは、Jef Rens (ILO 本部事務局長補佐 Assistant Director)⁴¹⁾ から、本部事務局の女性年少労働者課長 Chief of the Women's and Young Workers Division 就任を打診す

40) 第 26 回総会議事録の 258 頁。

41) ILO 本部事務局のトップ役職名は 1948 年まで Director であるから、Assistant Director はトップ補佐の役職であろう。なお 1948 年からトップ役職名は事務総長 (Director-General) である。

る書簡が送られた。その写しには 1945 年 9 月 5 日の印が押されていた (ILO 非目録文書 Fairchild, p.3583)⁴²⁾。この時、フェアチャイルドはプリンマー大学 (ペンシルバニア州) の社会経済社会調査担当の準教授で社会経済学部長であった⁴³⁾。当時は ILO 本部事務局はカナダのモントリオールにあった。フェアチャイルドはモントリオールに出かけて Jef Rens と面談した。フェアチャイルドは帰宅後、就任に前向きな書簡 (9 月 21 日付 金曜日である) を Jef Rens に送ったが、その中で「週の最初の日 [日曜日または月曜日? 遠藤] にワシントンでフリーダ・ミラーに会いたい、彼女は ILO について多くのことを知っているからです。それからプリンマー大学学長に会うつもりです」と書いた (ILO 非目録文書 Fairchild, p.3583)。ミラーとフェアチャイルドは旧知の間柄であり、この文面は、ミラーがフェアチャイルドを推薦したことを示唆すると私は思う。

フェアチャイルドは 1946 年 2 月 15 日からモントリオールの ILO 本部事務局で勤務を始め、1947 年 1 月にジュネーブに移動した。(未完)

6 未完の理由あるいは Boris [2019] の論点

遺憾ながら、本論文はここで中断し、未完としたい。その理由は次のとおりである。本論文 5 の執筆を開始してから、先行研究である Boris [2019] のとくに第 2 章公正 (Equity) に目を通したところ、本論文 5 に関連する重要記述が多数あり、また、私がかねてから探していて発見できなかった文書資料が多数引用されていることを知った。私は Boris [2019] の記述を十分に検討するとともに、引用されている文書資料を私も参照する必要がある、それを完了するまでは本論文 5 を執筆できないと判断したのである。Boris [2019] を早い段階で読まなかったのは、私の怠慢であった。「未完」としなければならなかったことに、私は反省しなければならない。

42) ILO 文書 (ILO archives) は、主要な保存文書 (私が見た限りでは委員会の審議議事録や審議関係文書) は、文書室のみで閲覧できるデジタル目録 (SPHINX Database) が作成されているが、その他に、デジタル目録が作成されていない保存文書も相当数が存在する。このことを、私は 2023 年 6 月の調査ではじめて知った。私の調査仮説に興味を持った文書担当の JR 氏が非目録文書のフォルダー 5 部を探し出してくれて、私はフォルダー 5 部の文書を閲覧複写した。Frieda Miller (ただし 1938-43 年にニューヨーク州 Industrial Commissioner として ILO へ問合わせた書簡) 1 部、Elisabeth Miller 2 部、Fairchild 1 部、Personnel Office Files on General Questions, Women and Young Workers Division, 1936-1959 1 部、であった。

43) プリンマー大学所蔵のフェアチャイルド文書 (Mildred Fairchild Woodbury Papers) にある彼女の略歴。フェアチャイルド文書に ILO 勤務時のミラーとの書簡や関連文書などがあるかどうかを私は担当者に質問したところ、担当者がフェアチャイルド文書を調査してくれ、それらは存在しない、ILO 勤務時の文書の多くは夫に関連する文書である、との回答 (2023 年 8 月 23 日メール) を私は得た。

私が Boris [2019] 第 2 章にざっと目を通して感じた論点 5 つを、以下で指摘する。精読していないので、誤解があるかもしれないことを留保したい。

- (1) ILO 本部事務局提案の 71 号勧告案を審議したのは戦後雇用委員会 (Committee on Post-War Employment) であったが、審議で相当な見解対立があった。使用者委員側は、IX 章「女性の雇用」(通番 36、37、38 の 3 節) 案の全部を削除することを提案した。政府委員と労働者委員の多くは削除に反対した。Jef Rens (この時は、ベルギー労働者委員) は削除反対の論陣をはった。小委員会を設置し妥協案を探るとの提案があった後、削除提案は圧倒的多数で否決された (Boris [2019] 58-60)。
- (2) 戦後雇用委員会での審議にミラーは出席していない可能性が大きい。というのは、Boris [2019] 第 2 章の記述には、ミラーとフェアチャイルドの役割を一貫して重視し多数の言及があるが、そして、それは正しいと私は思うが、この審議の記述にミラーへの言及はないからである。とすると、私が思うのは、1994 年戦後雇用委員会における IX 章「女性の雇用」案審議の構図は、1951 年 6 月同一報酬委員会における 100 号条約案審議の構図 (遠藤公嗣 [2021, 2022]) に、使用者委員 vs 政府委員 + 労働者委員の対立構造、およびミラーの不関与の 2 点で、似ていることである。1951 年 6 月に、ミラーの知らないところで、政府委員と労働者委員の合意と多数派が形成されていたのは、1951 年 6 月の政府委員と労働者委員が意識して 1944 年の構図を再現させたのではないか。私としては、1944 年戦後雇用委員会の議事録を調査する必要がある。
- (3) ミラーとフェアチャイルドは、100 号条約案はもちろんのこと、ILO の女性関係の労働政策全般について、緊密に意見を交換していたはずであって、実のところ、多数の往復書簡が Boris [2019] 第 2 章に引用・参照されている。往復書簡の出所記述が簡潔すぎてわかりにくいのが、ILO 非目録文書に保存されているらしい。実は、ILO 創設 100 周年を記念して、ILO の企画で、ILO の歴史研究チームが設置され、その ILO としての研究成果がすでに刊行されている。その 1 つが Boris, Hoehtker and Zimmermann [2018] である。同書の刊行後も、歴史研究チーム参加者などによって、ILO 歴史研究の成果が発表されている。Boris [2019] もその 1 つであった。こうした経緯の歴史研究だったので、歴史研究チーム参加者はかなり自由に ILO 非目録文書を探索できたと思われ、その成果が Boris [2019] の引用だったと思われる。

100 号条約案審議の事務を担当したのは、ILO 本部事務局の、フェアチャイルドが課

長である女性年少労働者課であった。女性年少労働者課が担当事務方として作成した 100 号条約案関係文書を、私は探していた。とくに、1949 年秋に加盟国に配付された報告書 Report V (1) は重要文書であるが、これは女性年少労働者課によって作成されたと考えられ、それがどのように作成されたかを知りたかった。100 号条約案の審議について、その最初から最後まで、フェアチャイルドはミラーと意見交換をしていたはずであった。

本論文の執筆を開始した時点で、英語文書資料についての私の認識は次のとおりであった。2023 年 6 月の調査で、Report V (1) に関連するフォルダーが ILO 文書のデジタル目録 (SPHINX Database) に存在しないことを、担当者 JR 氏とともに、私は確認した。同年 8 月に、フェアチャイルド文書にも存在しないことを知った。同年 10 月の調査で、それがミラー文書中にも存在しないことを私は確認した。それどころか、Report V (1) 作成に関係するはずのフェアチャイルドについても、彼女の文書が 1 点だけしかミラー文書中に残っていないことを知った。もっとも、それは重要な文書で、ミラーからフェアチャイルドへの 1947 年 10 月 24 日付書簡 4 頁の写しであり、ILO41 号条約案についてのミラーによる詳細なコメントであった (ミラー文書、A37 208)。最後頁にあるミラー筆跡メモも重要で「フェアチャイルドからの元の書簡も送付し? ファイルすること [Send [and?] File also orig letter from M Fairchild]」とあった。すなわち、フェアチャイルドから来信があり、それは保管されたことがわかる。しかし、そのような保管フォルダーはミラー文書に存在しなかった。NARA アーキビストの回答 (2023 年 11 月 14 日) によると、ミルドレッド・フェアチャイルドの名がつくフォルダーは公文書館の女性局文書に存在しないと思われる、であった。このような認識を前提に、私は本論文の執筆を開始した。

ミラーとフェアチャイルドの往復書簡が ILO 非目録文書にあるらしいことを知ったからには、これらを私は調査する必要がある。往復書簡で、報告書 Report V (1) の作成について意見交換している可能性は大きい。さらには、往復書簡でなく、Report V (1) の作成過程を示す文書資料も ILO 非目録文書にあるかもしれない。

- (4) Boris [2019] は、その全体を通じて、男女雇用平等だけでなく、女性の家事労働やケアの負担、不安定雇用と女性労働との関係、先進国とグローバルサウスの関係が女性労働に与える影響などに目を配り、広い視野から議論している。また、ILO ばかりでなく、ILO と国連とくに、その女性の地位委員会 (CSW) などの国際組織も視野に入れ、それら相互間の対立と協調や、それらと当時の冷戦構造 (ソ連は国連加盟だが ILO 未加

盟であった)との関係も議論している。その視野の広さは学ぶべきことが多い。

- (5) 他方 Boris [2019] は、上記 (4) との裏腹関係であるけれども、100 号条約に結実する審議過程の研究については、やや手薄である。その重要な欠陥は、1951 年 6 月同一報酬委員会における 100 号条約案の最終審議過程の意外性 (遠藤公嗣 [2021,2022]) について、1951 年 6 月同一報酬委員会の議事録を見ている (Boris [2019] 275, note 156) にもかかわらず、それに気づかなかったことである。気づかなかった理由はおそらく 2 つある。第 1 に、文書資料を時系列で認識する見地が弱いことである。これを典型的に例示するのは上記 note 156 であり、1950 年と 1951 年の同一報酬委員会の審議を同質とみなし、それぞれの文書資料を並べて著者は引用した。しかし、1950 年と 1951 年の同一報酬委員会の審議は本質的に異なる。第 2 に、著者はジェンダー史学者であり、賃金制度とか職務評価などに深い知見をもっていないことである。そのため、1951 年 6 月同一報酬委員会の意外な審議過程で、100 号条約第 3 条が「条約案 II」から「条約案 III」 (遠藤公嗣 [2017]) に本質的に修正されたことの意味を、著者は理解できなかった。

参考文献

- Anderson, Mary [1951] *Woman at Work : the autobiography of Mary Anderson as told to Mary N. Winslow*, Univ of Minnesota Pr.
- Boris, Eileen [2019] *Making the Woman Worker : Precarious Labor and the Fight for Global Standards, 1919-2019*, Oxford University Press.
- Boris, Eileen, Dorothea Hoehtker and Susan Zimmermann [2018] *Women's ILO : Transnational Networks, Global Labour Standards and Gender Equity, 1919 to Present*, International Labour Office.
- Deslippe, Dennis A. [2000] *Rights, Not Roses: Unions and the Rise of Working-Class Feminism, 1945-80*, Univ of Illinois Pr.
- Heery, Edmund and Mike Noon [2008] *A Dictionary of Human Resource Management, 2nd ed.*, Oxford University Press.
- Miller, Frieda S. [1944] "A Declaration of Independence," *Survey Graphic, July Issue*, pp326-328, 333-334.
- Miller, Frieda S. [1945] *Statement of Miss Frieda S. Miller, Director, Women's Bureau, U.S. Department of Labor, before the Subcommittee of the Senate Committee on Education and Labor in support of S.1178, the "Women's Equal Pay Act of 1945."* Women's Bureau, U.S. Department of Labor, October 29, 1945.
- Stander, Golda.G. [1947] *Problems of Women in Industry and Child Labor in Japan*, 17 Feb. 1947. (ESS (B) 02380)
- Webb, Beatrice P. [1919] *The Wages of Men and Women : Should They be Equal?*, Fabian Society , G. Allen & Unwin.
- アデル・シュライバー、マーガレット・アチソン著大月照江訳 [1973] 『自由への旅：国際婦人参政権運動史』婦選会館出版部 (非売品)。

- エマ・A・フォックス著富田展子訳 [1948]『会議の知識』鎌倉書房。
- 遠藤公嗣 [2000]「労働基準法の国際的背景」『日本労働法学会誌』95 号、139-158 頁。
- 遠藤公嗣 [2017]「ILO100 号条約の審議過程と賃金形態」『季刊労働法』256 号、41-56 頁。
- 遠藤公嗣 [2019]「男女同一賃金と米国労働省女性局 (1942-1951 年)」『(明治大学) 経営論集』66 巻 1 号、147-162 頁。
- 遠藤公嗣 [2021]「ILO100 号条約第 3 条の成立：1951 年同一報酬委員会の審議 (上)」『季刊労働法』第 275 号 (2021 年冬季) 158-170 頁。
- 遠藤公嗣 [2022]「ILO100 号条約第 3 条の成立：1951 年同一報酬委員会の審議 (下)」『季刊労働法』第 276 号 (2022 年春季) 111-121 頁。
- 大羽綾子 [2002]『働く女性：平等と平和を求めて』ドメス出版。
- 大月照江 [1941]「米国婦人の労働状態について (1, 2, 3)」『人口問題研究』2 巻 10-12 号。
- 高島道枝 [1994]「女子労働・女子賃金と経済理論：イギリスにおける同一労働同一賃金論史 (4)」『(中央大学) 経済学論纂』35 (3)、1-40 頁。
- 高橋展子 [1981]『私の英語修業』潮出版社。
- 高橋展子追悼集刊行世話人会編 [1991]『高橋展子さんを想う：追悼集』労務行政研究所。
- 竹前栄治 [1982]『戦後労働改革：GHQ 労働政策史』東京大学出版会。
- 竹前栄治 [1983]『証言 日本占領史：GHQ 労働課の群像』岩波書店。
- 田中寿美子 [1981]「婦人少年局長時代の山川菊栄先生」『婦人問題懇話会報』34 号。
- 豊田真穂 [2007]『占領下の女性労働改革：保護と平等をめぐる』勁草書房。
- 野口敏子 [1991]「故高橋展子先生を偲んで」高橋展子追悼集刊行世話人会『追悼集 高橋展子さんを想う』(労務行政研究所、1991) 所収。
- 広田寿子 [1996]『女三代の百年』岩波書店。
- 矢根軍市 [1989]『私史 流転の生涯：平和を求めて』(自費出版)
- 山川菊栄 [1925]「職業婦人問題の諸相」(『山川菊栄集 第 4 巻』(岩波書店、1982) 27-54 頁)
- 山川菊栄 [1926]「無産階級運動における婦人の問題」(『山川菊栄集 第 4 巻』(岩波書店、1982) 122-159 頁)
- 山川菊栄 [1948]『ビートル・ウェブ 新しい賃金原則：男女平等賃金制の研究』(国際文化共働社、1948 年 6 月 30 日発行)
- 山川菊栄生誕百年を記念する会編 [1990]『現代フェミニズムと山川菊栄』大和書房。
- 依田精一、酒井はるみ [1975]「山川菊栄氏と労働省婦人少年局の設置」『東京経大会誌』92 号、73-104 頁。
- 労働省婦人少年局 [1948]『1945 年度アメリカに於ける婦人の同一賃金法案』(海外婦人労働資料 第 2 号)
- 労働省婦人少年局 [1955]『婦人少年局資料目録 {自昭和 22 年 9 月 至昭和 30 年 11 月}』
- 労働省労働統計調査局 [1947]『合衆国労働省寄贈 労働関係図書並資料目録』1947 年 11 月 (法政大学大原社会問題研究所蔵 私は秦川堂書店総合目録平成 31 年 2 月号掲載のものを購入)。
- 渡辺章編 [1996]『労働基準法 [昭和 22 年] (1) 日本立法資料全集 51』信山社。
- 渡辺章編 [1998]『労働基準法 [昭和 22 年] (2) 日本立法資料全集 52』信山社。

* 本論文は JSPS 科研費 (研究課題/領域番号 18K01812) の助成を受けた研究成果の一部である。